

# 守っていますか？ 横断歩道は歩行者優先です



横断歩道上で歩行者が犠牲になる交通事故が後を絶ちません。横断歩道では歩行者が優先であり、車の運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

また、歩行者による横断歩道以外の場所の横断、斜め横断、車の通行直前・直後の横断などが原因の事故も多く発生しています。交通安全のため、車の運転者・歩行者どちらも交通ルールを守りましょう！

### ▶ 運転者のルール

- 横断歩道に近づいたときは、明らかに横断者がいないと確認できる場合を除き、すぐに停止できる速度まで減速して進まなければなりません。
- 歩行者が横断歩道上で横断中、もしくは横断しようとしている場合は、停止して道を譲らなければなりません。

### ▶ 歩行者のルール

- 横断歩道や信号機のある交差点が近くにある場合は、そこを通らなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところは、そちらを利用しましょう。

### 歩行者の方へ ハンドサイン(SIGN)の有効活用を

横断歩道を渡るときは、手を上げて横断の意思を示す「ハンドサイン」をご活用ください。

※「SIGN」はそれぞれ、横断時のポイントの頭文字をとっています。



寄居警察署交通課 ☎ 581・0110

### 催し お出かけください！ 第7回寄居町美術家協会展

寄居町美術家協会会員による作品を、絵画、彫刻、工芸、書、写真の5分野にわたって展示します。新型コロナ対策には万全を期しておりますので、安心してお出かけください。

日 1月28日(金)～30日(日)午前9時～午後4時(30日は3時まで)

場 寄居運動公園内カタクリ体育センター

他 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅等で検温し、マスクを着用したうえで会場へお越しください。また、会場内の混雑緩和のため入場制限を行う場合があります。

寄居美術家協会事務局・秋山幸一さん ☎ 582・1101

### お知らせ 開催します！ 全国 斉生活保護相談会

埼玉青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会では、生活保護に関する電話相談会「あきらめる前に相談を！その一歩が命をつなぐ」を開催します。

日 1月30日(日)午前10時～午後4時  
相談電話番号  
0120・052・088  
(フリーダイヤル)

他 秘密は厳守します。  
司法書士・伊藤寛さん ☎ 048・473・1323

### お知らせ 労働保険料 納期限のお知らせ

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第3期分の納期限は1月31日(月)です。納付書は、納期限の10日前ごろに該当事業所へ郵送します。

また、保険料納付については口座振替が便利です。口座振替の申し込み手続きについては、厚生労働省もしくは埼玉労働局のホームページをご覧ください。  
寄居町労働局労働保険徴収課 ☎ 048・600・6203

### 募集 町営住宅の入居者を募集します！

住宅名

1 漆原住宅北棟(桜沢118001)

2 漆原住宅南棟(桜沢118001)

3 中道西住宅南棟(寄居12501)

4 中道中住宅(寄居12901)

戸数  
1 2戸(3LDK)  
2 5戸(2LDK(バリアフリー)2戸、3LDK3戸)  
3 4戸(2LDK3戸、3LDK1戸)  
4 1戸(2LDK)

対次のすべての要件を満たす方  
共通要件

1 世帯の総収入が一定の基準を超えないこと、2 町内に住所または勤務場所があること、3 現に住宅に困っていることが明らかでないこと、4 町税等の滞納がないこと、5 申込者本人を含めた同居世帯員が暴力団員ではないこと

個別要件  
2LDK(バリアフリー)に申し込む場合  
：2人以上の世帯で車イス等を利用して  
いる方がいること  
その他の部屋に申し込む場合：2LDK  
は2人以上の世帯、3LDKは3人以上  
の世帯であること

募集期間 1月31日(月)まで  
※土・日曜日、祝日を除く

他 募集案内は、建設課で配布しています。  
建設課 ☎ 内線235

### お知らせ 実施します！ 税理士による確定申告無料電話相談

日 2月1日(火)～15日(火)  
※土・日曜日、祝日を除く

対 ①公的年金等の収入金額が400万円以下の方、②給与の収入金額が600万円以下の方で、医療費控除を受けようとする方、③年の途中の退職、または就職等により年末調整を受けていない方

内 電話相談  
費用 無料

申 問 事前に、関東信越税理士会熊谷支部 ☎ 521・3312、またはお近くの税理士事務所へ(電話相談の希望日をお伝えください)。

### お知らせ 助産師による 個別マタニティレッスン

日 2月4日(金)①午前9時30分～②午前10時45分、  
2月21日(月)①午後1時30分～②午後2時45分、

場 役場2階すくすくテラス  
対 町内に住む妊婦とその同居家族1人  
定 各回とも1組(申込順)

内 1時間程度の個別の母親学級  
申 問 事前に、すくすくテラス ☎ 580・4040へ。



### 募集 寄居町登録統計調査員

町では、各種統計調査に従事していただく統計調査員(登録調査員)を募集しています。

統計調査員とは、国勢調査や就業構造基本調査等の調査票を、世帯や事業所等の調査対象に配布・回収し、審査等を行う人をいいます。調査は年に数回実施され、任期は2、3カ月～1年と、調査によって異なります。

業務内容

①事務打ち合わせ会への出席  
②担当する地区の範囲と調査対象の確認  
③調査票の配布および記入依頼(記入方法の説明)

④調査票の回収・審査、整理  
⑤指定日に調査書類を提出

身分・報酬/調査の実施ごとに任命される非常勤の公務員です。報酬は、調査の種類や受け持ち件数を考慮して定められた金額(おおむね2～5万円)が支払われます。

応募資格/責任をもって調査事務を遂行できる方 ○原則として20歳以上の方 ○秘密の保護に関し信頼のおける方 ○税の徴収に関する事務に従事しない方 ○警察官でない方等

申込方法/指定の申込書に必要事項を記入のうえ、自治防災課へ直接提出してください。申込書は同課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

自治防災課 ☎ 内線372

広告

広告